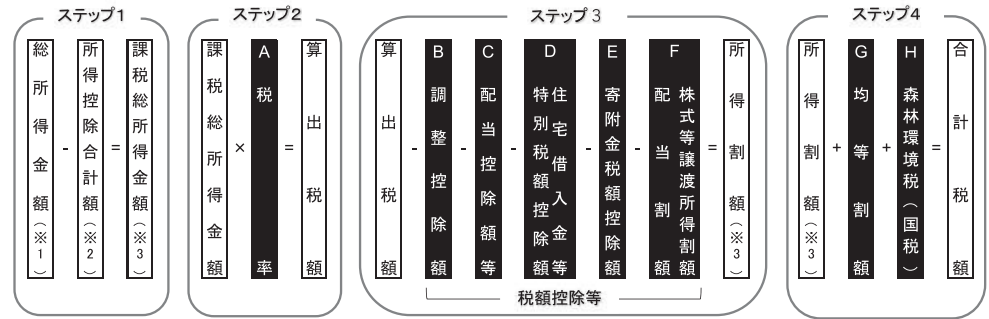


市民税・県民税・森林環境税の税額の計算方法等

(令和6年度以降の計算に対応しています)

市民税・県民税・森林環境税の税額計算の流れ



※1 総所得金額＝営業所得＋農業所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
＋給与所得＋雑所得＋一時所得＋譲渡所得（短期・長期）
（純損失や雑損失の繰越控除がある方は適用後の金額）

※2 所得控除合計額＝裏面の所得控除のうち該当する控除の合計額

※3 課税総所得金額は1,000円未満、所得割額は100円未満切捨て

(注) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります

市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額

非課税限度額：315,000円 × (扶養人数＋1) ＋ 189,000円 ＋ 100,000円
 は扶養親族がいる場合のみ

合計所得金額※4 が上の計算式で計算された金額以下のときは非課税となります。

※4 合計所得金額＝総所得金額※1（繰越控除前）＋分離課税所得〔分離譲渡所得（土地や建物等の譲渡）＋上場株式等の配当所得等＋一般・上場株式等の譲渡所得＋先物取引に係る雑所得＋山林所得＋退職所得〕（特別控除や純損失、雑損失の繰越控除の適用前の金額）

以下のA～Hは、「市民税・県民税・森林環境税の税額計算の流れ」に対応しています。

G 均等割額

市民税 3,000円 県民税 1,400円（森林づくり県民税 400円を含む）

H 森林環境税(国税)

森林環境税 1,000円

※市民税・県民税の均等割が賦課される人に対して課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

A 税率

課税総所得金額 × 10%（市民税 6% ・ 県民税 4%）

分離譲渡所得金額に係る所得割

区分	市民税	県民税
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
課税長期譲渡所得金額	3%	2%
上場株式等の課税譲渡所得金額	3%	2%
上場株式等の課税配当所得金額	3%	2%

※上記の他に、別の計算で所得割額を算出する場合があります

B 調整控除額

合計所得金額※4 が 2,500万円以下の人が対象となります。

合計課税所得金額※5	調整控除（市民税 3/5 ・ 県民税 2/5）
200万円以下	次の①、②のいずれか少ない額の5% ①人的控除の差の合計額※6 ②市民税・県民税の合計課税所得金額
200万円超	{人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5% ※ただし、2,500円未満の場合は2,500円とします

※5 合計課税所得金額＝課税総所得金額＋課税山林所得金額

※6 人的控除の差は裏面の「所得控除及び人的控除の差」を参照してください

C 配当控除額

配当控除額＝配当所得（申告分離課税を選択した配当所得を除く）×控除率（%）

配当所得の種類と控除率

種類	課税総所得金額等	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	一般外貨等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

D 住宅借入金等特別税額控除額

平成25年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除が所得税法上で適用された場合に次の①、②のうちいずれか少ない額（市民税 3/5 ・ 県民税 2/5）

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の5%（控除限度額 97,500円）

※平成26年4月から令和4年12月までの入居の場合で、住宅取得の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、所得税の課税総所得金額等の7%（控除限度額 136,500円）となります（令和4年入居の場合は、住宅の取得区分により、控除限度額が異なる場合があります）

E 寄附金税額控除額

寄附金税額控除額＝基本控除額＋特例控除額（＋申告特例控除額）

1. 基本控除額＝（次の①、②のいずれか少ない額－2,000円）
×（市民税 6%・県民税 4%）

①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金、静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡支部に対する寄附金、所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、静岡県又は富士市の条例で定めるものの合計額

②総所得金額等の合計額の30%

2. 特例控除額＝次の③、④のいずれか少ない額

③(特例控除対象の都道府県・市町村・特別区に対する寄附金額－2,000円) × <割合A>
(市民税 3/5・県民税 2/5) ※1円未満切上げ

④市民税・県民税の調整控除後所得割額の20%

3. 申告特例控除額＝特例控除額 × <割合B>

(市民税 3/5・県民税 2/5) ※1円未満切上げ
※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合のみ

F 配当割額又は株式等譲渡所得割額

区分	市民税	県民税
配当割額	3/5	2/5
株式譲渡所得割額	3/5	2/5

※所得税の確定申告で上場株式等に係る配当所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等を申告した場合のみ適用となります。

所得の計算方法

※裏面に続きます

◎営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算

※収入や経費などの内容を収支内訳書などに記入して、併せて提出してください

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{所得金額}$$

※家内労働者等の必要経費の特例

家内労働者、外交員、その他これに類する人は、その年中の事業所得又は雑所得に係る総収入金額から、必要経費について最高55万円の最低保証を認める特例制度があります。ただし、給与所得を有する場合には55万円から給与所得控除額を控除した残額となります。

◎給与所得の計算欄

給与の収入金額	カ <input type="text"/> 円
---------	--------------------------

カ	金額	給与所得の金額
～ 550,999円		B 0円
551,000円～ 1,618,999円		B カ－ 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円		B 1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円		B 1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円		B 1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円		B 1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> ,000円	→ A×2.4＋100,000円 B <input type="text"/> 円
1,800,000円～ 3,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> ,000円	→ A×2.8－80,000円 B <input type="text"/> 円
3,600,000円～ 6,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て) A <input type="text"/> ,000円	→ A×3.2－440,000円 B <input type="text"/> 円
6,600,000円～ 8,499,999円		カ×0.9－1,100,000円 B <input type="text"/> 円
8,500,000円～		カ－1,950,000円 B <input type="text"/> 円

※カが8,500,001円以上で次のいずれかに該当する場合	※カが8,500,000円以下、又は左の条件に当てはまらない場合
①本人が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者※や扶養親族を有する	
(カ－8,500,000円)×10% (上限 150,000円) C <input type="text"/> 円	C 0円
B－C D <input type="text"/> 円	B－C D <input type="text"/> 円

※同一生計配偶者については、裏面の「所得控除及び人的控除の差」中の①②欄の※を参照してください

給与所得Bと公的年金等に係る雑所得⑦ (下の計算欄を参照してください) がある方で両方の合計が100,001円以上の方	左の条件に当てはまらない人
B(上限10万円)＋⑦(上限10万円)－100,000円 E <input type="text"/> 円	E 0円
D－E ⑥ <input type="text"/> 円	D－E ⑥ <input type="text"/> 円

給与の収入金額カを申告書のカへ、給与の所得金額⑥を申告書の⑥へ転記します。

◎公的年金に係る雑所得の計算欄

公的年金等の収入金額	キ <input type="text"/> 円
------------	--------------------------

年齢 65歳以上の人（昭和34年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の収入金額（キ）	公的年金等に係る雑所得の計算式		
	公的年金以外の合計所得金額※		
～ 10,000,000円	10,000,001円～ 20,000,000円	20,000,001円～	
～ 3,299,999円	キ－ 1,100,000円	キ－ 1,000,000円	キ－ 900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	キ×0.75－275,000円	キ×0.75－175,000円	キ×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	キ×0.85－685,000円	キ×0.85－585,000円	キ×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円	キ×0.95－1,355,000円	キ×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	キ－ 1,955,000円	キ－ 1,855,000円	キ－ 1,755,000円
計算結果	⑦ <input type="text"/> 円		

年齢 65歳未満の人（昭和34年1月2日以降に生まれた人）

公的年金等の収入金額（キ）	公的年金等に係る雑所得の計算式		
	公的年金以外の合計所得金額※		
～ 10,000,000円	10,000,001円～ 20,000,000円	20,000,001円～	
～ 1,299,999円	キ－ 600,000円	キ－ 500,000円	キ－ 400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	キ×0.75－275,000円	キ×0.75－175,000円	キ×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	キ×0.85－685,000円	キ×0.85－585,000円	キ×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	キ×0.95－1,455,000円	キ×0.95－1,355,000円	キ×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	キ－ 1,955,000円	キ－ 1,855,000円	キ－ 1,755,000円
計算結果	⑦ <input type="text"/> 円		

※1円未満の端数があるときは切り捨てます

公的年金等の収入金額キを申告書のキへ、公的年金等の所得金額⑦を申告書の⑦へ転記します。

※公的年金以外の合計所得金額は、公的年金等の収入がないものとして計算した所得の合計額（給与所得は◎給与所得の計算欄中のDの金額）です

営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得がある方は◎営業・農業・不動産・業務及びその他雑所得の計算を参照してください

総合譲渡・一時所得の計算は裏面の◎総合譲渡・一時所得の計算欄を参照してください

土地建物の譲渡など分離課税所得がある場合の合計所得金額については富士市役所市民税課までお問合せください

◎問合せ

富士市役所財政部市民税課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

TEL (0545) 55-2734 (直通)

◎総合譲渡・一時所得の計算欄

		収入金額	必要経費	差引金額	※特別控除額	所得金額
				収入金額－必要経費		差引金額－特別控除額
総合譲渡	短期	円	円	円	円	コ 円
	長期	円	円	円		サ 円
一時		円	円	円	円	シ 円
コ・サ・シ・⑪の金額を申告書の対応する欄に転記します。 ※特別控除額は最高50万円（差引金額の合計額が50万円未満の場合はその合計額）です。 短期と長期の差引金額があるときは、先に短期の差引金額から控除します。					合計 コ+ [(サ+シ) × 1/2]	⑪ 円

所得控除及び人的控除の差

◎所得から差し引かれる金額（令和5年1月～令和5年12月に支払ったもの）

以下⑬～⑳は市民税・県民税申告書の所得から差し引かれる金額欄に対応しています。以下の「人的控除の差」は、1ページ目のB調整控除額の計算で使用します。

控除種類	内容【控除額】
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを、あなたが支払った場合【控除額：支払金額の合計】
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金及び心身障害者扶養共済掛金などを、あなたが支払った場合【控除額：支払金額の合計】
⑮ 生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合（限度額7万円） 控除額については次の計算欄を利用してください。

控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げて計算してください。

<p>新・一般生命の支払額</p> <p>1 <input type="text"/> 円</p>	<p>新・個人年金の支払額</p> <p>2 <input type="text"/> 円</p>	<p>介護医療の支払額</p> <p>3 <input type="text"/> 円</p>	<p>旧・一般生命の支払額</p> <p>4 <input type="text"/> 円</p>	<p>旧・個人年金の支払額</p> <p>5 <input type="text"/> 円</p>
<p>保険料の支払額 (a)</p> <p>12,000円以下</p> <p>12,001円～32,000円</p> <p>32,001円～56,000円</p> <p>56,000円超</p>		<p>控除額</p> <p>保険料全額 (a)</p> <p>(a) × 1/2 + 6,000円</p> <p>(a) × 1/4 + 14,000円</p> <p>28,000円</p>		
<p>イ 新・一般生命 (限度額28,000円) 円</p>		<p>ロ 新・個人年金 (限度額28,000円) 円</p>		<p>ハ 介護医療 (限度額28,000円) 円</p>
<p>二 旧・一般生命 (限度額35,000円) 円</p>		<p>ホ 旧・個人年金 (限度額35,000円) 円</p>		

上記のイ～ホ（③）については合計）を A～C の該当するところに転記してください。

A 一般生命

①イ 新・一般生命 (限度額28,000円) 円

②二 旧・一般生命 (限度額35,000円) 円

③イ+二 (限度額28,000円) 円

B 個人年金

①ロ 新・個人年金 (限度額28,000円) 円

②ホ 旧・個人年金 (限度額35,000円) 円

③ロ+ホ (限度額28,000円) 円

C 介護医療

ハ 介護医療 (限度額28,000円) 円

生命保険料控除額の計算 ※AとBは①、②、③で算出した金額のうち一番高い金額を適用してください

A 円 + B 円 + C 円 = ⑮ 生命保険料控除 (限度額70,000円) 円

⑯ 地震保険料控除

地震保険契約について、あなたが支払った保険料等がある場合（限度額2万5千円）

区分	保険料の支払額 (c)	控除額
地震保険料	50,000円以下	(c) × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料全額 (c)
	5,001円～15,000円	(c) × 1/2 + 2,500円
	15,000円超	10,000円

※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り上げ
※地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額（同一契約内で両方の支払がある場合はどちらか一方のみの適用となります）
※旧長期損害保険料…平成18年12月31日までに締結し、満期返戻金のある保険期間10年以上の契約

⑰ 寡婦・ひとり親控	寡	以下の (a) (b) のいずれかに該当する人 (a) 夫と死別した後に婚姻していない又は夫の生死が明らかでない人で下の(3)(4)の条件を満たす人 (b) 夫と離婚した後に婚姻をしていない人で扶養親族を有し下の(3)(4)の条件を満たす人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>控除額</th> <th>人的控除の差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>26万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親</td> <td>母</td> <td>30万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>父</td> <td>30万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		控除額	人的控除の差	寡婦	26万円	1万円	ひとり親	母	30万円	5万円	父	30万円	1万円
		控除額		人的控除の差												
寡婦	26万円	1万円														
ひとり親	母	30万円	5万円													
	父	30万円	1万円													
⑱ ひとり親	以下の全ての条件に該当する人 (1)現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない (2)前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する (3)前年の合計所得金額が500万円以下 (4)事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいない															

⑲ 勤労学生控除

あなたが学生で、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下（在学証明書添付）

控除額	26万円	人的控除の差	1万円
-----	------	--------	-----

⑳ 障害者控除

あなたや同一生計配偶者（次項㉑㉒の※を参照）及び扶養親族が障害者の場合

区分	控除額	人的控除の差
一般障害者	26万円	1万円
特別障害者	30万円	10万円
同居特別障害者	53万円	22万円

あなたが生計を一にする配偶者を有している場合
一般の控除対象配偶者……昭和29年1月2日以後生まれ
老人控除対象配偶者……昭和29年1月1日以前生まれ
※同一生計配偶者……納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人
合計所得金額が1,000万円超かつ同一生計配偶者がいる人で、市民税・県民税の申告をする方は申告書の㉑～㉒に配偶者の氏名等を記入し、□同一生計配偶者（控除対象扶養親族を除く。）にレ点をお願いします

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧表

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除	一般 老人 ～48万円	控除額	控除額	控除額
		33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	～100万円 ～105万円 ～110万円 ～115万円 ～120万円 ～125万円 ～130万円 ～133万円 133万円超	38万円	26万円	13万円
		33万円	22万円	11万円
		31万円	21万円	11万円
		26万円	18万円	9万円
		21万円	14万円	7万円
		16万円	11万円	6万円
		11万円	8万円	4万円
		6万円	4万円	2万円
		3万円	2万円	1万円
		なし	なし	なし

配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除の差一覧表

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除	一般 老人 ～48万円	人的控除の差	人的控除の差	人的控除の差
		5万円	4万円	2万円
		10万円	6万円	3万円
	50万円未満	5万円	4万円	2万円
	55万円未満	3万円	2万円	1万円

㉑ 扶養控除等

合計所得金額48万円以下の生計を一にする親族を有している場合

区分	該当者	控除額	人的控除の差
一般	昭和29年1月2日～平成13年1月1日又は平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ	33万円	5万円
特定	平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ	45万円	18万円
老人	昭和29年1月1日以前生まれ	38万円	10万円
同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況とする場合	45万円	13万円
年少	平成20年1月2日以降生まれ ※非課税の判定などに使用されます	0円	なし

㉒ 基礎控除

合計所得金額	控除額	人的控除の差
24,000,000円以下	43万円	5万円
24,000,001円～24,500,000円	29万円	
24,500,001円～25,000,000円	15万円	
25,000,000円超	0円	

㉓ 雑損控除

災害、盗難、横領等により損失が生じた場合
損害金額－保険金等で補填される金額＝差引損失額
ア 差引損失額－総所得金額等の10%
イ 差引損失額のうち災害関連支出－5万円 } 【控除額：いずれか多い金額】

㉔ 医療費控除

あなたや生計を一にする親族の医療費をあなたが支払った場合（限度額200万円）

$$\left(\begin{matrix} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} \text{保険等} \\ \text{補填金} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} 10\text{万円か総所得金額等の}5\% \text{のいずれか} \\ \text{少ない方の金額（端数切捨て）} \end{matrix} \right) = \text{【控除額】}$$
 ※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合、購入費の1万2千円を超える部分（限度額8万8千円）